

ETFに関する有価証券上場規程の特例

第1章 総 則

(目的)

第1条 この特例は、ETFの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ETF」とは、内国ETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券をいう。
- (2) 「外国」とは、本邦以外の国又は地域をいう。
- (3) 「外国ETF」とは、外国投資信託の受益証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）であって、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）に係るもの又は外国投資証券（法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）であって、資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人（投資信託法第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の発行す

るものという。

- (4) 「外国ＥＴＦ信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券（施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が外国ＥＴＦであるものをいう。
- (4)の2 「外国商品現物型ＥＴＦ」とは、法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。
- (4)の3 「外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券」とは、施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国商品現物型ＥＴＦであるものをいう。
- (5) 「外国株券等保管振替決済業務」とは、指定振替機関が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。
- (6) 「外国金融商品取引所等」とは、外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場をいう。
- (6)の2 「カウンターパーティー」とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方（当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者）をいう。
- (7) 「管理会社」とは、次のaからhまでに掲げるものをいう。
- a 内国ＥＴＦにあっては、投資信託委託会社（商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。以下同じ。）又は商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する

法律施行令（平成12年政令第480号。以下「投資信託法施行令」という。）第3条第10号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う内国ＥＴＦにあっては、当該運用に係る業務につき投資信託法第223条の3第1項において読み替えて適用する法第35条第4項の承認を受けた者に限る。）

- b 外国投資信託の受益証券に該当する外国ＥＴＦにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ＥＴＦに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- c 外国投資証券に該当する外国ＥＴＦにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ＥＴＦに係る資産について法第2条第8項第12号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- d 外国投資信託の受益証券に該当する外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ＥＴＦ信託受益証券である外国ＥＴＦに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- e 外国投資証券に該当する外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ＥＴＦ信託受益証券である外国ＥＴＦに係る資産について法第2条第8項第12号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- f 内国商品現物型ＥＴＦにあっては、次の(a)又は(b)に掲げるものの
 - (a) 当該内国商品現物型ＥＴＦに係る信託の委託者である金融商

品取引業者（法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ＥＴＦの信託財産に関する管理又は処分の指図（管理又は処分の監督を含む。以下同じ。）を行うものに限り、信託会社を除く。）及び当該金融商品取引業者から当該内国商品現物型ＥＴＦに係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

(b) 当該内国商品現物型ＥＴＦに係る信託受託者である登録金融機関（法第33条の2の登録を受けたもののうち、法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ＥＴＦの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限る。以下同じ。）及び当該登録金融機関から当該内国商品現物型ＥＴＦに係る信託財産の管理又は処分に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

g 外国商品現物型ＥＴＦにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型ＥＴＦに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であって、かつ当該外国商品現物型ＥＴＦの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの

h 外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型ＥＴＦに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であって、かつ当該外国商品現物型ＥＴＦの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの

(8) 「管理会社等」とは、次のa又はbに掲げるものをいう。

a 内国ＥＴＦ、外国投資信託の受益証券に該当する外国ＥＴＦ、

当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、前号 a 、 b 、 d 又は f から h までに掲げるもの

b 外国投資証券に該当する外国 E T F 又は当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあっては、当該外国 E T F の発行者である外国投資法人

(8)の 2 「組入債権」とは、投資信託財産又は資産（上場外国 E T F 信託受益証券にあっては、その受託有価証券である外国 E T F の投資信託財産又は資産。以下この条において同じ。）に組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的とした特定の者との契約に係る権利（法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第 3 条第 7 号に掲げる金銭債権に限る。以下この条において同じ。）をいう。

(8)の 3 「組入有価証券」とは、投資信託財産又は資産に組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券をいう。

(9) 「最終価格」とは、本所の売買立会における最終値段をいう。

(10) 「指定参加者」とは、内国 E T F の募集の取扱いを行う者として当該内国 E T F の有価証券届出書等に記載されている者をいう。

(11) 「指定振替機関」とは、本所が指定する振替法第 2 条第 2 項に規定する振替機関をいう。

(11)の 2 「指標連動有価証券等組入型 E T F 」とは、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契約に係る権利を投資信託財産又は資産に組み入れることによって、対象指標に連動することを目的とする E T F をいう。

(12) 「受益証券」とは、投資信託法第 2 条第 7 項又は信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 185 条第 1 項に規定する受益証券をいう。

- (13) 「預託契約等」とは、外国ＥＴＦ信託受益証券又は外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券に係る信託契約をいう。
- (14) 「上場ＥＴＦ」とは、本所に上場しているＥＴＦをいう。
- (15) 「上場外国ＥＴＦ」とは、本所に上場している外国ＥＴＦをいう。
- (16) 「上場外国ＥＴＦ信託受益証券」とは、本所に上場している外国ＥＴＦ信託受益証券をいう。
- (16)の2 「上場外国商品現物型ＥＴＦ」とは、本所に上場している外国商品現物型ＥＴＦをいう。
- (16)の3 「上場外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券」とは、本所に上場している外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券をいう。
- (16)の4 「上場指標連動有価証券等組入型ＥＴＦ」とは、本所に上場している指標連動有価証券等組入型ＥＴＦをいう。
- (17) 「上場内国ＥＴＦ」とは、本所に上場している内国ＥＴＦをいう。
- (17)の2 「上場内国商品現物型ＥＴＦ」とは、本所に上場している内国商品現物型ＥＴＦをいう。
- (17)の3 「商品」とは、商品先物取引法第2条第1項に規定する商品をいう。
- (17)の4 「商品市場」とは、商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場をいう。
- (17)の5 「商品投資等取引」とは、投資信託法施行令第3条第10号に規定する商品投資等取引をいう。
- (18) 「信託会社等」とは、投資信託法第3条に定める信託会社等（委託者非指図型投資信託受益証券（投資信託法第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。以下同じ。）に係る投資信託の受託者である信託会社等にあっては、当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。）をいう。
- (19) 「信託受託者」とは、次のaからcまでに掲げるものをいう。

- a 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F にあっては、信託会社等
- b 外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、信託会社等に類するもの
- c 外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、当該外国 E T F 受益証券の受託有価証券である外国 E T F に係る信託会社等に類するもの

(20) 「信託受託者等」とは、次の a 又は b に掲げるものをいう。

- a 内国 E T F 、外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F 、当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、前号 a から c までに掲げるもの
- b 外国投資証券に該当する外国 E T F 又は当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあっては、第 7 号 c 又は同号 e に掲げる法人

(21) 「投資信託委託会社」とは、投資信託法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社（当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託（投資信託法第 2 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託をいう。以下同じ。）の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。）をいう。

(22) 「指標」とは、金融商品市場における相場その他の指標をいう。

(23) 「内閣総理大臣等」とは、内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。

(24) 「内国 E T F 」とは、法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動

率を指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るものと
いう。

- (24)の2 「内国商品現物型ＥＴＦ」とは、法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。
- (24)の3 「有価証券届出書」とは、法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (24)の4 「有価証券報告書」とは、法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。
- (24)の5 「半期報告書」とは、法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。
- (25) 「有価証券報告書等」とは、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。
- (26) 「預託機関等」とは、外国ＥＴＦ信託受益証券及び外国商品現物型ＥＴＦ信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいう。
- (27) 「預託口数」とは、指定振替機関に預託されている外国ＥＴＦ及び外国商品現物型ＥＴＦに係る受益権又は投資口の口数をいう。

第2章 有価証券上場規程の特例

(上場申請)

第2条 ETFの上場は、管理会社等及び信託受託者等からの申請により行うものとする。

2 ETFの上場を申請しようとする者（以下「新規上場申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 第4条第1項第9号の規定により管理会社等が確約した書面
- (3) 当該投資信託の投資信託約款、当該外国投資信託の信託約款、当該投資法人の規約又はこれらに類する書類 2部
- (4) 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあっては、次のa及びbに掲げる書面
 - a 指定参加者が作成した上場後の円滑な流通確保の見込みを記載した書面
 - b 指定参加者が作成した追加信託に協力する旨を記載した書面
- (5) 外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、次のaからdまでに掲げる書類
 - a 当該外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETFの設定が適法であることについて法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文
 - b 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

c 管理会社等の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面

d 当該外国 E T F , 外国 E T F 信託受益証券 , 外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る受託有価証券である外国 E T F が設定された国の法令に基づき , 当該外国 E T F , 外国 E T F 信託受益証券 , 外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る受託有価証券である外国 E T F の設定について承認 , 認可 , 許可 , 届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

3 新規上場申請者である管理会社等は , 上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の 1 年前の日以後上場することとなる日までに , 次の各号のいずれかに該当する場合には , 当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出を行った場合には , 次の書類の写し

各 2 部 (b に規定する書類については 1 部)

a 有価証券届出書

b 有価証券届出効力発生通知書

c 有価証券通知書 (変更通知書を含む。)

d 届出目論見書 (届出仮目論見書を含む。)

(2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には , その写し

各 2 部

a 有価証券報告書 (報告書代替書面を含む。以下同じ。) (訂正有価証券報告書を含む。) 及びその添付書類

b 半期報告書 (半期代替書面を含む。以下同じ。) (訂正半期報告書を含む。)

4 新規上場申請者である管理会社等は , 上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には , 本所所定の様式による募集又は売出実施通知書

及び上場申請有価証券確定通知書を上場の時までに提出するものとする。

5 前3項に掲げる書類のほか、新規上場申請者である管理会社等は、本所が必要と認めて提出を求める書類を請求する都度遅滞なく提出するものとする。

（上場申請に係る宣誓書等）

第2条の2 ETFの上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場ETFについて当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 新規上場申請者である管理会社等は、当該申請を行う時に、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、当該管理会社等が既に本所の上場ETFについて当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

（指標連動有価証券等組入型ETFにおけるカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に係る報告書）

第2条の3 指標連動有価証券等組入型ETFの上場を申請する管理会社等は、本所が当該ETFの上場を承認した場合には、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等（運用の継続性の確保及び投資信託財産又は資産（外国ETF信託受益証券にあっては、その受託有価証券である外国ETFの投資信託財産又は資産）の毀損の可能性の軽減のためのカウンターパーティーの信用状況の管理体制その他の体制をいう。）に係る報告書を本所に提出し、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、この条の規定により当該報告書を提出している場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する報告書を提出している管理会社等は、当該報告書（こ

の項の規定により変更後の報告書を提出している場合にあっては、当該変更後の報告書)の内容に変更が生じた場合には、当該変更内容が軽微であると本所が認める場合を除き、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする。この場合において、当該管理会社等は、当該変更後の報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場審査料)

第3条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を納入するものとする。ただし、第4条の4第1項の規定に基づき予備申請を行ったＥＴＦについて、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日より1年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料を納入することを要しない。

(上場審査基準)

第4条 内国ＥＴＦの上場審査については、次の各号(公社債投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。以下「投資信託法施行規則」という。)第13条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。)以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は本所が規則により定める投資信託に該当するものを除く。次項第1号を除き、以下同じ。)の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号b及び第7号を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号h及び第6号の2を除く。)に掲げる基準によるものとする。

- (1) 新規上場申請者である管理会社等が、社団法人投資信託協会の会員であること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のa又はbに適合すること。
 - a 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券であること。

b 投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券であること。

(3) 上場申請銘柄の投資信託約款に次のaからhまでに掲げる内容が記載されていること。

a 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標（以下「対象指標」という。）の変動率に一致させるよう運用する旨

b 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができない旨（重大な約款の変更等がされる場合であって、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取が行われ、かつ、当該ETFについて投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。）

c 信託契約期間を定めないこと。

d 計算期間として定める期間が1か月以上であること。

e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募（投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。第10条第1項第3号bの(e)において同じ。）により行われる旨

f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨

g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨

h 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合（当該一部解約の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除く。第10条第1項第3号bの(h)において同じ。）には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨

(4) 指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、2者以上で

あること。

(5) 次の a 及び b に掲げる上場申請銘柄に係る指標の区分に従い，当該 a 又は b に適合すること。

a レバレッジ型・インバース型指標（他の指標（以下「原指標」という。）の変動率，変動幅に一定の掛け目を乗じることなどにより，当該原指標の騰落を増幅又は反転させた指標をいう。以下同じ。）以外の指標

次の(a)から(g)までを満たすこと。

(a) 指標の算出方法が客観的なものであり，かつ，公正を欠くものでないこと。

(b) 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっては，多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

(c) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で，その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあっては，変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

(d) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。

(e) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては，その構成銘柄（その変更があり得る場合には，その基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。

(f) 有価証券又は商品の価格に係る指標にあっては，上場申請銘柄の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。

(g) 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）

又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数にあっては、上場申請銘柄の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。

b レバレッジ型・インバース型指標

次の(a)から(d)までを満たすこと。

- (a) 前a(a), (d)及び(g)をすべて満たすこと。
- (b) 原指標が、前a(a)から(e)までに規定する基準に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。
- (c) 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標（法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下このbにおいて同じ。）である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。
- (d) 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。

(6) 新規上場申請者である管理会社等が、次のaからcまでに規定す

るいずれかの方法により、上場申請銘柄の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう適正に運用する見込みがあること。

- a 対象指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合にあっては、当該指標における時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、指標構成全銘柄）の有価証券その他の資産（信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、本所が投資信託財産として適当でないと認めるものを除く。以下この号における「有価証券」において同じ。）又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を組み入れる方法
 - b 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を組み入れる方法
 - c その他当該投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率と対象指標の変動率との間に高い相関関係があると認められる方法
- (6)の2 上場申請銘柄の投資信託財産を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。
- (7) 上場申請銘柄とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。
- (8) 次のa及びbに適合すること。
- a 最近2年間に終了する各特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の財務諸表等又は各特定期間の中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b 前 a の財務諸表等及び中間財務諸表等に添付される監査報告書及び中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(9) 新規上場申請者である管理会社等が、次の a から c までに掲げる事項について、書面により確約していること。

- a 上場申請銘柄に係る信託受託者等に関する情報を適切に把握できる状況にあること。
- b 上場申請銘柄に係る信託受託者等に関する情報について第 6 条の規定に従い開示を行うこと。
- c 当該管理会社等が第 6 条の規定に従い上場申請銘柄に係る信託受託者等に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者等が同意していること。

(10) 上場申請銘柄が、指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(11) 次の a から c までに適合すること。

- a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。
- b 指定参加者である取引参加者が、本所の市場における上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。
- c 上場申請銘柄の上場後の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。

(12) 上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型 E T F に該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社に

おいて適切に整備されていること。

(13) その他公益又は投資者保護の観点から不適当と認められるものでないこと。

2 外国ＥＴＦの上場審査については、次の各号（投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国ＥＴＦにあっては、第7号を除く。）に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第5号から第9号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）の受益証券に類する外国ＥＴＦにあっては、同項第7号を除き、外国投資証券に該当する外国ＥＴＦにあっては、同項第9号を除く。）に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国ＥＴＦにあっては、同項第5号、第6号、第7号及び第12号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第8号中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、同項第11号a中「受益証券」とあるのは「外国投資証券」と読み替える。

(2) 上場申請銘柄の信託約款若しくは規約又はこれらに類する書類に次のaからcまで（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦにあっては、bを除く。）に掲げる内容（aに掲げる内容にあっては、これに類する内容を含む。）が記載されていること。

a 投資信託財産又は資産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用する旨

b 信託契約期間を定めないこと。ただし、外国ＥＴＦの設定された国の法令の定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間

c 計算期間又は営業期間として定める期間が1か月以上であること。

- (3) 上場申請銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。
- (4) 上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。
- (5) 上場申請銘柄の発行について投資信託法に類する法律が整備されていること並びに当該銘柄に係る管理会社等及び信託受託者等を監督する行政庁が存在すること。
- (6) 管理会社等が、上場申請銘柄の上場の時までに本所の市場における当該上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める取引参加者を指定する見込みがあること。
- (7) 上場申請銘柄の投資信託財産又は資産を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。

3 外国ＥＴＦ信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 第1項第5号、第6号、第8号から第10号まで、第11号(ｂを除く。)、第12号及び第13号並びに前項第2号及び第4号から第6号まで(上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ＥＴＦが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第9号を除く。)に適合すること。この場合において、第1項第5号、第6号、第8号及び第9号並びに前項第2号、第4号及び第5号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ＥＴＦ」と、第1項第12号中「投資信託財産」とあるのは「上場申請銘柄に係る受

託有価証券である外国 E T F の投資信託財産又は資産」と読み替えるほか、上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国 E T F が外国投資証券に該当する外国 E T F 信託受益証券にあっては、同項第 5 号及び第 6 号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第 8 号中「特定期間（法第24条第 5 項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、前項第 2 号中「外国 E T F にあっては」とあるのは「外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあっては」と読み替える。

(2) 上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が本所の定めるところにより締結されるものであること。

4 内国商品現物型 E T F の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）、第 11 号及び第 13 号に適合していること。この場合において、同項第 1 号中「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること」とあるのは「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第 5 号及び第 7 号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) 信託の委託者が次の a 及び b に適合すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。

a 上場会社又はその子会社であること。

b 信託財産と同一の商品を上場する商品市場又は外国商品市場（当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができる商品市場又は外国商品市場に限る。以下同じ。）の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者（当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者に限る。以下同じ。）であること。

- (3) 信託の委託者が、商品の拠出状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。
- (4) 上場申請銘柄の信託約款に次の a から j までに掲げる内容が記載されていること。
- a 特定の商品の価格に連動する仕組み
 - b 信託契約の期間の定めを設けない旨
 - c 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができない旨（重要な信託の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変更等に反対した受益者の請求に基づき E T F の買取が行われ、かつ、当該 E T F について信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。）
 - d 計算期間（本所が定める計算期間を除く。）として定める期間が 1 か月以上 1 年以内であること。
 - e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨
 - f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨
 - g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨
 - h 信託財産に係る商品の条件
 - i 信託の委託者が、拠出する商品について前 h の条件を満たすことを保証する旨
 - j その他本所が定める事項
- (5) 上場申請銘柄に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものであること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。
- (6) 管理会社が、上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のう

ち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。

(7) 上場申請銘柄が、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託ではないこと。

(8) 管理会社が、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。

(9) 上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

5 外国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第5号、第7号から第9号まで及び第13号、第2項第3号、第4号及び第6号並びに前項第6号に適合すること。この場合において、第1項第5号及び第7号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と読み替えるものとする。

(2) 上場申請銘柄の信託約款に次のaからdまでに掲げる内容が記載されていること。

a 特定の商品の価格に連動する仕組み

b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、外国商品現物型E T Fの設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間

c 計算期間（本所が定める計算期間を除く。）として定める期間が1か月以上1年以内であること。

d その他本所が定める事項

(3) 次のa又はbに適合していること。

- a 管理会社が、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。
- b 上場申請銘柄の発行に関する法令又は上場申請銘柄の信託約款において、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行われるための措置が講じられていること。

(4) 上場申請銘柄の発行に関する法律が整備されていること並びに当該上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。

6 外国商品現物型 E T F 信託受益証券の上場審査については、第 1 項第 5 号、第 8 号、第 9 号及び第 13 号、第 2 項第 4 号及び第 6 号、第 3 項第 2 号及び第 3 号、第 4 項第 6 号及び前項第 2 号から第 4 号までに掲げる基準によるものとする。この場合において、第 1 項第 5 号、第 8 号、第 2 項第 4 号、第 4 項第 6 号、前項第 2 号及び第 3 号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F」と、前項第 2 号中「外国商品現物型 E T F」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F」と、前項第 4 号中「上場申請銘柄の発行」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F の発行」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適格指標の指定)

第4条の2 本所は、上場申請銘柄に係るETFの上場を承認した場合には、当該ETFに係る指標を前条第1項第5号(同条第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号及び第6項の規定による場合を含む。)に定める要件をすべて満たす指標として指定する。

(上場契約)

第4条の3 本所がETFを上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定のETF上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場ETFについてETF上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

(予備申請)

第4条の4 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第4条に規定する基準(適用されるものに限る。)に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第2条第5項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を納入するものとする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第5条 新規上場申請者は、第2条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものと

する。

(管理会社等が行う適時開示等)

第 6 条 上場 E T F 並びに上場 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場 E T F に係る管理会社等は、当該上場 E T F に関する次の a から d まで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国 E T F 、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国 E T F 、外国 E T F 、外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、a を除く。）に掲げる事項について日々（a に掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。）開示しなければならない。

- a 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関する確定した内容
- b 上場 E T F の上場受益権口数又は上場投資口数、純資産総額及び一口当たりの純資産額
- c 上場 E T F の一口当たりの純資産額と対象指標の終値の変動率に係る乖離率
- d その他本所が必要と認める事項

(2) 上場 E T F （外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。以下この号において同じ。）に係る管理会社等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合（a に掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T F に係る管理会社等が、次に掲げる事項（内国 E T F にあっては(r)から(u)までを除き、外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券にあっては(i), (n), (o), (q)及び(r)から(t)までを除き、内国商品現物型 E T F（管理会社が信託受託者であるものを除く。）にあっては(q)及び(u)を除き、内国商品現物型 E T F（管理会社が信託受託者であるものに限る。）にあっては(q), (s)及び(u)を除き、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては(i), (n), (o), (q), (s)及び(t)を除く。）を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- (a) 売出し
- (a)の2 受益権の分割又は併合
- (a)の3 売買単位の変更
- (b) 投資信託又は外国投資信託に必要な資金の借入れ
- (c) 投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約
- (c)の2 上場 E T F の名称の変更
- (d) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する E T F の上場廃止に係る申請
- (e) 当該管理会社等の合併
- (f) 当該管理会社等の破産手続の申立て
- (g) 当該管理会社等の解散（合併による解散を除く。）
- (h) 当該管理会社等の金融商品取引業、登録金融機関業務又はこれに類する業の廃止
- (i) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業（法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者でなくなること。
- (j) 当該管理会社等の会社の分割（事業の全部を承継させる場合

に限る。)

- (k) 当該管理会社等の事業の全部の譲渡
- (l) 当該管理会社等が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (m) 追加信託、一部解約若しくは交換又は投資信託約款に基づくＥＴＦの買取りについて、管理会社等がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間
- (n) 適格機関投資家以外の者を指定参加者とすること又は適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外すること。
- (o) 指定参加者の数を2者未満とすること又は指定参加者の数を2者以上とすること。
- (p) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明(法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動
- (q) 当該銘柄が指定振替機関の振替業又は外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこと。
- (r) 信託の分割
- (s) 上場ＥＴＦに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなること。
- (t) 上場ＥＴＦが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となること。
- (u) 当該管理会社等が、管理会社等としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、管理会社等としての業務を行わないこととなること。
- (v) (a)から前(u)までに掲げる事項のほか、上場ＥＴＦ又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- b 上場 E T F に係る管理会社等に，次に掲げる事実（内国 E T F にあっては(i)から(k)までを除き，内国商品現物型 E T F（管理会社が信託受託者であるものを除く。）にあっては(i)及び(j)を除き，外国 E T F，外国 E T F 信託受益証券，外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては(d)，(e)及び(i)から(k)までを除く。）が発生した場合
- (a) 法第51条の規定による業務改善命令又はこれに類する処分
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第10条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか，法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等の認可，承認又は処分
 - (d) 適格機関投資家以外の者が指定参加者となつたこと又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなつたこと。
 - (e) 指定参加者の数が2者未満となつたこと。
 - (f) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が，当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において，前 a の(p) の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
 - (g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，内閣総理大臣等に対して，法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかつたこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行つた場合を除く。），これらの開示を行つた後提出したこと

並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

- (h) 対象指標の算出の終了
 - (i) 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなること。
 - (j) 信託の委託者が商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者でなくなること。
 - (k) 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託されたこと。
 - (l) (a)から前(k)までに掲げる事実のほか、上場ETF又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
 - c 上場ETFに係る信託受託者等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - (a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するETFの上場の廃止に係る申請
 - (b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場ETF又は当該信託受託者等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
 - d 上場ETFに係る信託受託者等に、次に掲げる事実が発生した場合
 - (a) 上場廃止の原因となる事実（第10条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - (b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場ETF又は当該信託受託者等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国E

TF を受託有価証券とする外国 ETF 信託受益証券に限る。以下の号において同じ。)に係る管理会社等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合は(a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。), 本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 ETF に係る管理会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- (a) 前号 a の(d), (p)又は(q)に掲げる事項
- (b) 投資口の売出し
- (b)の2 投資口又は受益権の分割又は併合
- (b)の3 売買単位の変更
- (c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ
- (d) 規約若しくはこれに類する書類の変更又は解散
- (d)の2 上場 ETF の名称の変更
- (e) 当該管理会社等の合併
- (f) 当該管理会社等の破産手続又は再生手続開始の申立て
- (g) 当該管理会社等が投資信託法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (h) (a)から前(g)までに掲げる事項のほか、上場 ETF 又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場 ETF に係る管理会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 前号 b の(f)から(h)までに掲げる事実
- (b) 投資信託法第214条の規定による業務改善命令に類する処分
- (c) 上場廃止の原因となる事実(第10条第3項第1号 a に掲げる

事由に係るものに限る。)

- (d) (b)及び前(c)に掲げる事実のほか，投資信託法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等の認可，承認又は処分
- (e) (a)から前(d)までに掲げる事実のほか，上場ＥＴＦ又は当該管理会社等の運営，業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- c 上場ＥＴＦに係る信託受託者等が，次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - (a) 前号cの(a)に掲げる事項
 - (b) 当該信託受託者等の合併
 - (c) 当該信託受託者等の破産手続開始の申立て
 - (d) 当該信託受託者等の解散（合併による解散を除く。）
 - (e) 当該信託受託者等の金融商品取引業に類する業の廃止
 - (f) 当該信託受託者等の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - (g) 当該信託受託者等の事業の全部の譲渡
 - (h) 当該信託受託者等が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - (i) 当該信託受託者等が，信託受託者等としての業務に必要な免許，認可又は登録等について，内閣総理大臣等により失効，取消し又は変更登録等を受けることにより，信託受託者等としての業務を行わないこととなること。
 - (j) (a)から前(i)までに掲げる事項のほか，上場ＥＴＦ又は当該信託受託者等の運営，業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場ＥＴＦに係る信託受託者等に，次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 法第51条の規定による業務改善命令に類する処分
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第10条第3項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、外国の法令に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分
 - (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場ETF又は当該信託受託者等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (4) 上場ETFに係る管理会社等は、次のaからfまでに掲げる事項に該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
- a 上場ETFに係る特定期間若しくは営業期間又は中間特定期間（特定期間が6か月を超える場合における、当該特定期間が開始した日以後の6か月間をいう。）若しくは中間営業期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合
 - b 上場ETFに係る信託財産又は資産に重大な影響を与える対象指標（外国の指標を対象指標とする場合に限る。）の特定の国若しくは地域における政治、経済、金融及び資本市場制度等の変更
 - c 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンターパーティーに発生した場合（当該カウンターパーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき）であって、当該事実がカウンターパーティーに発生したことを見たとき
 - (a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更（取得している場合に限る。）
 - (b) 事業年度又は中間会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末

日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。

- (c) 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。
 - (d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載されることとなったこと。
 - (e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。
 - (f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたこと又は停止されることが確実となったこと。
 - (g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。
 - (h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失
 - (i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか、カウンターパーティーの財務状況に関する重要な事実
- d 上場外国ＥＴＦ、上場外国ＥＴＦ信託受益証券に係る受託有価証券である外国ＥＴＦ、上場外国商品現物型ＥＴＦ又は上場外国

商品現物型 E T F 信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F について、本邦以外の地域において、上場 E T F の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

- e 上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等又は信託受託者等が、上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託契約等の変更又は終了その他の上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合
- f 上場内国 E T F に係る管理会社等が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）

- 2 指標連動有価証券等組入型 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等は、カウンターパーティーの信用状況の管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとする。
- 3 前2項のほか、上場 E T F に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。
- 4 上場 E T F に係る管理会社等は、投資者への適時、適切な上場 E T F に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならぬ。
- 5 第1項及び第3項の規定は、上場 E T F に関する情報の適時開示について上場 E T F に係る管理会社等が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場 E T F に係る管理会社等は、これらの規

定を理由としてより適時，適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第 7 条 上場 E T F に係る管理会社等は，次の各号に掲げる場合に該当した場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。ただし，上場 E T F に係る管理会社等が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により，当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており，本所が適当と認めるときは，この限りでない。

(1) 上場 E T F に係る管理会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 前条第 1 項第 2 号 a 又は同項第 3 号 a に掲げる事項
- b 前 a のほか，上場 E T F に関する権利等に係る重要な事項

(2) 上場 E T F に係る信託受託者等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 前条第 1 項第 2 号 c 又は同項第 3 号 c に掲げる事項
- b 前 a のほか，上場 E T F に関する権利等に係る重要な事項

2 上場 E T F に係る管理会社等は，売出しに係る売出価格について決議又は決定を行った場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。

3 上場 E T F に係る管理会社等は，第 6 条第 1 項第 2 号 b 若しくは d 又は同項第 3 号 b 若しくは d に該当した場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。

4 上場 E T F に係る管理会社等は，次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより，本所に提出するものとする。

(1) 投資信託若しくは外国投資信託の計算期間の末日現在の受益者数を記載した書面又は外国投資法人の営業期間の末日現在の投資主数

計算期間又は営業期間の末日後3か月以内で受益者数又は投資主数の確定後遅滞なく

(2) 受益者又は投資主への発送書類

受益者又は投資主に対する発送日前

(3) 投資信託若しくは外国投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面又は外国投資証券に係る利益分配金の見込金額を記載した書面

計算期間又は営業期間の末日（当該収益分配金又は当該利益分配金を受ける者を確定するための期日として計算期間又は営業期間の末日と異なる日を定める外国投資信託又は外国投資証券にあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（計算期間又は営業期間の末日が休業日に当たるときは、4日前の日）

(4) 投資信託契約、信託約款、規約又はこれらに類する書類を変更した場合の変更後の投資信託契約書、信託約款、規約又はこれらに類する書類の写し

締結後直ちに

(5) 外国ＥＴＦ又は外国ＥＴＦ信託受益証券については、12月末日現在の預託口数又は上場受益権口数及び一口当たりの純資産額を記載した書面

把握後直ちに

5 上場ＥＴＦに係る管理会社等は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 上場ＥＴＦに係る管理会社等は、第5項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供すること

に同意するものとする。

7 前各項のほか、上場 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(変更上場の手続)

第 8 条 上場 E T F の変更上場の手続は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 上場 E T F (内国 E T F、外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F、当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に限る。)に係る管理会社等及び信託受託者等は、投資信託約款、信託約款若しくはこれらに類する書類の信託金の限度額又は上場 E T F の名称を変更しようとする場合は、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。
- (2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)に係る管理会社等及び信託受託者等が、規約若しくはこれに類する書類の発行可能投資口総口数又は上場 E T F の名称を変更しようとする場合は、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(代理人等の選定)

第 9 条 上場外国 E T F、上場外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等は、本所が定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であつて、本所との関係において一切の行為につき当該上場外国 E T F、上場外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等を代理又は代表する権限を有

する者を選定するものとする。

(分割の効力発生日等)

第9条の2 上場内国E T Fに係る管理会社等は、受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国E T Fに係る管理会社等は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(行動規範)

第9条の3 上場E T Fの管理会社等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者若しくは投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権又は投資口の分割又は併合を行わないものとする。

2 指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理会社等は、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に努めるものとする。

(上場廃止基準)

第10条 上場内国E T F及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社等がE T F上場契約書及び第4条第1項第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

- a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合
 - b 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録を取り消された場合
 - c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
 - c の 2 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国E T Fについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合
 - c の 3 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更により、投資運用業を行うものでなくなった場合
 - d 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）
- (2) 上場E T Fに係る信託受託者等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、当該上場E T Fに係る信託受託者等が行っていた業務が他の信託受託者等に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者等がE T F上場契約書を提出する場合は、この限りでない。
- (2)の2 上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、この限りでない。
- a 当該上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった後においても商品の拠出状況等に關し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合（本所が定める場合を除く。）
 - b 当該上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者としての

地位が他の上場会社又はその子会社に引き継がれ，かつ，当該他の上場会社又はその子会社が，商品の拠出状況等に關し本所が必要と認めて照会を行った場合には，直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合

- (2)の3 上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が，商品市場又は外国商品市場の会員，取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者でなくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし，当該上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者としての地位が他の会員，取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者に引き継がれた場合は，この限りでない。
- (3) 上場E T Fについて，次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはb (b)，bの2からbの5まで及びhの2を除き，投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはb (h)，bの2からbの5まで及びhの2を除き，指標連動有価証券等組入型E T F以外の上場内国E T Fにあってはfの2を除き，上場内国商品現物型E T Fにあってはa及びbを除く。）のいずれかに該当する場合
- a 次の(a)でなくなった場合又は次の(b)でなくなった場合（ただし，(a)と(b)との間の変更であって，公益又は投資者保護に資するものとして，本所が適當と認めた場合を除く。）
 - (a) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券
 - (b) 投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券
 - b 投資信託約款の変更その他の理由により，次の(a)から(h)までのいずれかに該当する場合
 - (a) 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなった場合

- (b) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなった場合（重大な約款の変更等がされる場合であって、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づき E T F の買取が行われ、かつ、当該 E T F について投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。）
- (c) 信託契約期間が定められた場合
- (d) 計算期間が 1 か月未満となった場合
- (e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなった場合
- (f) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなった場合
- (g) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなった場合
- (h) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなった場合

b の 2 次の(a)から(i)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

- (a) 特定の商品の価格に連動する仕組みに関する定めがなくなる場合
- (b) 信託契約の期間の定めが設けられる場合
- (c) 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合（重要な信託の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変更等に反対した受益者

の請求に基づき E T F の買取が行われ、かつ、当該 E T F について信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)

- (d) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合
- (e) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合
- (f) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合
- (g) 信託財産に係る商品の条件に関する定めがなくなる場合
- (h) 信託の委託者が拠出する商品について信託約款で定める商品の条件を満たすことを保証する旨の定めがなくなる場合
- (i) 計算期間が 1 か月に満たないこととなる場合又は 1 年を超えることとなる場合

b の 3 上場 E T F に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合（管理会社が信託受託者である場合を除く。）

b の 4 上場 E T F が信託法第 2 条第 12 項に規定する限定責任信託となる場合

b の 5 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合であって、直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき。

c 指定参加者に適格機関投資家以外の者が含まれることとなつた場合。ただし、当該適格機関投資家以外の者が指定参加者から除外されるときはこの限りでない。

d 指定参加者の数が 2 者未満となった場合において、1 年以内に 2 者以上とならないとき。

- e 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場ETFに係る管理会社等の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- f 上場ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第2条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなった場合
- fの2 次の(a)又は(b)に該当する場合
 - (a) 当該上場ETFに係るカウンターパーティーの財務状況が悪化した場合において、本所が当該状態となつたと認める日から1か年以内（以下この(a)において「猶予期間」という。）に組入有価証券又は組入債権が、当該カウンターパーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンターパーティーを契約の相手方若しくは当該カウンターパーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、本所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めたときは、本所がその都度定めるところによる。
 - (b) カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の管理会社においてカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が整備されるときは、この限りではない。
- g 次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 上場 E T F に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合

(b) 上場 E T F に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において，公認会計士等によって，監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下この b において同じ。）が，中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合

h 投資信託契約が終了となる場合

h の 2 信託が分割されることとなる場合

i 上場 E T F の一口当たりの純資産額と対象指標との相関係数が0.9未満となった場合において，1か年以内に0.9以上とならないとき。

j 当該上場 E T F が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

k a から前 j までのほか，公益又は投資者保護のため，本所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合

2 上場外国 E T F（外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F に限る。以下この項において同じ。），当該外国 E T F を受託有価証券とする上場外国 E T F 信託受益証券，外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券は，次の各号のいずれかに該当する場合には，その上場を廃止する。

(1) 上場 E T F に係る管理会社等が管理会社等としての業務に必要な免許，許可又は登録等が，内閣総理大臣等により失効，取消し又は変更登録等を受け，管理会社等としての業務を行わないこととなつた場合。ただし，当該上場 E T F に係る管理会社等が行っていた業

務が他の管理会社等に引き継がれ，かつ，当該他の管理会社等が E TF 上場契約書及び第 4 条第 2 項第 1 号前段，第 3 項第 1 号前段，第 5 項第 1 号前段又は第 6 項の規定において適用する同条第 1 項第 9 号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は，この限りでない。

- (2) 上場 E TF に係る信託受託者等が前項第 2 号に該当する場合
- (3) 上場 E TF が，次の a から f までのいずれかに該当する場合
 - a 前項第 3 号 e から i までのいずれかに該当する場合 (f の 2 にあっては指標連動有価証券等組入型 E TF に該当する外国 E TF 及び外国 E TF 信託受益証券に限り，h の 2 にあっては外国商品現物型 E TF 及び外国商品現物型 E TF 信託受益証券に限る。)
 - b 信託約款 (上場外国 E TF 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E TF 信託受益証券にあっては，受託有価証券である外国 E TF 又は外国商品現物型 E TF に係る信託約款) 又はこれに類する書類の変更により，次の (a) から (b) までのいずれかに該当する場合 (上場外国 E TF 及び上場外国 E TF 信託受益証券にあっては (a) の 3 を除き，上場外国商品現物型 E TF 及び上場外国商品現物型 E TF 信託受益証券にあっては (a) 及び (a) の 2 を除く。)
 - (a) 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用する旨 (これに類する内容を含む。) の定めがなくなった場合
 - (a) の 2 前項第 3 号 b の (d) に掲げる場合
 - (a) の 3 前項第 3 号 b の 2 の (a) 又は (i) に掲げる場合
 - (b) 信託契約 (上場外国 E TF 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E TF 信託受益証券にあっては，受託有価証券である外国 E TF 又は外国商品現物型 E TF に係る信託契約) の期間が定められた場合 (外国投資信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間 (租税特別措置法施行規則第 2 条の

3 第 2 項に定める期間に限る。)が定められている場合を除く。)

- c 当該上場 E T F が指定振替機関の振替業又は指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - d 当該上場 E T F (上場外国 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F にあっては当該銘柄を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券を含み, 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては受託有価証券である外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F を含む。以下この d において同じ。)が上場又は継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場 E T F の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場 E T F の相場を即時に入手することができない状態となったと本所が認めた場合。ただし, 当該上場 E T F の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して, 上場を廃止することが適当でないと認められるときは, この限りでない。
 - e 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては, 当該上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する預託契約等が終了となる場合。ただし, 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等が終了となる場合は, この限りでない。
 - f a から前 e までのほか, 公益又は投資者保護のため, 本所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 上場外国 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。以下この項において同じ。)及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券は, 次の各号のいずれかに該当する場合には, そ

の上場を廃止する。

(1) 上場 E T F に係る管理会社等が次の a から c までのいずれかに該当する場合

- a 投資信託法施行規則第263条に掲げる解散事由のいずれかに相当する事由に該当する場合
- b 外国の法令に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態となった場合
- c 規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了する場合

(2) 上場 E T F に係る信託受託者等が前項第 2 号に該当する場合

(3) 上場 E T F が、次の a から c までのいずれかに該当する場合

- a 規約又はこれに類する書類の変更により、第 1 項第 3 号 b の (d) 又は前項第 3 号 b の (a) に該当する場合。この場合において、第 1 項第 3 号 b の (d) 中「計算期間」とあるのは「営業期間」と、前項第 3 号 b の (a) 中「投資信託財産」とあるのは「資産」と読み替える。
- b 第 1 項第 3 号 e から h まで及び前項第 3 号 c から e までのいずれかに該当する場合 (f の 2 にあっては指標連動有価証券等組入型 E T F に該当する外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券に限る。)
- c a 及び前 b のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第10条の 2 上場 E T F が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T F を監理銘柄に指定することができる。

2 上場 E T F の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を

投資者に周知させるため，当該上場 E T F を整理銘柄に指定することができます。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については，監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

（上場廃止日の取扱い）

第11条 上場 E T F の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは，本所が定めるところによる。

（上場手数料及び年賦課金等）

第12条 E T F の上場を申請しようとする者及び管理会社等は，本所が定める上場手数料，年賦課金及び T D n e t 利用料を納入するものとする。

（本国等の法制度等の勘案）

第13条 上場 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等が外国又は外国法人である場合の当該外国又は外国法人に対する本所の規則の適用にあたっては，当該外国又は外国法人の本国等における法制度，実務慣行等を勘案するものとする。

（措置等）

第14条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は，上場 E T F に対する措置について準用する。

（委任規定）

第15条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に關し必要な事項は，本所が定める。

付 則

- 1 この特例は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第32条第 1 号の規定を、定款平成 9 年 7 月 1 日改正付則第 2 項の規定により定款第15条に規定する特別会費の納入の猶予を受けた正会員からの委託について適用する場合は、同第33条ただし書による実費負担を適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成 7 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 改正後の第34条第 2 項の規定にかかわらず、正会員は本所が定める日（*平成 7 年 7 月 2 日）まで、受益証券について貸借取引を行ってはならない。

付 則

この特例は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 7 年 12 月 7 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この特例は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年4月1日以降の日で、本所が定める日（*平成10年4月13日）から施行する。

付 則

この特例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年10月23日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会（その権限が金融監督庁長官に委任されている場合にあっては、金融監督庁長官。以下同じ。）」に改める部分に限る。）並びに第6条第2項及び第10条第1項の改正規定（「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成10年法律第131号）の施行の日（*平成10年12月15日）から施行する。

付 則

この特例は、平成11年7月26日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

この特例は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年法律第107号)附則第1条第3号に定める政令に定める日(*平成11年10月1日)から施行し、同日以後の売買分から適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成11年11月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日(以下「施行日」という。)前に成立した受益証券の売買で施行日において未決済のものについては、施行日をもって第28条の2の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。

付 則

この特例は、平成11年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成12年10月30日から施行する。

付 則

この特例は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日(*平成12年11月30日)から施行する。

付 則

この特例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項第3号の規定は、平成13年3月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告

書から適用する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年6月27日から施行する。
- 2 この改正特例の施行日における上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、第2条第2項第3号及び第4号に規定する書面をこの改正特例の施行日以後遅滞なく提出するものとする。
- 3 改正後の第6条第1項第1号aの(m)並びに同号bの(d)及び(e)並びに第10条第3項第1号gの規定は、平成13年3月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 第7条第4項第5号の規定にかかわらず、受益証券が上場された年の平均上場口数は、上場日から上場した年の12月末日までの間の1日平均の上場口数とする。

付 則

この特例は、平成13年12月3日から施行する。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成14年6月3日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する計算期間に係る監査報告書及び平成15年3月1日後開始する計算期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する計算期間に係るもの及び平成15年3月1日以前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2及び第4条第1項第6号aの規定はこの特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請する受益証券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に受益証券の上場を申請した者（施行日において現に上場受益証券の発行者である者を除く。）は、改正後の第2条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第6条第1項第1号b(e)及び第10条第3項第1号hの規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第6条第5項の規定にかかわらず、施行日において現に上場受益証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第7条第5項の規定は、施行日以後終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 7 改正後の第10条第3項第1号j(a)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成19年3月15日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項第1号aの規定は、この特例施行の日以後に終了する計算期間の末日に係る受益者数から適用する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年4月14日から施行する。ただし、外国投資証券に該当する外国ETF及び外国ETF信託受益証券に係る規定は、本所が別に定める日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年8月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年12月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日(以下「施行日」という。)において現に上場され

ている投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国E T Fであって，施行日から平成22年6月30日までの期間における指定参加者の数が継続して2者未満であるものについては，同年7月1日において改正後の第6条第1項第2号bの(e)に掲げる事実が発生したものとみなして，同号の規定を適用する。

- 3 施行日において現に上場されている内国E T Fについては，改正後の第10条第1項第3号bの(g)の規定は，適用しない。
- 4 施行日において現に上場されている投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国E T Fであって，施行日における指定参加者の数が2者未満であるものについては，指定参加者が2者以上となった日又は平成22年7月1日のいずれか早い日の前日までの間は，指定参加者が，すべて適格機関投資家であり，かつ，2者以上であるものとみなして，改正後の第10条第1項第3号dの規定を適用する。
- 5 上場外国E T F及び上場外国E T F信託受益証券の管理会社等は，当分の間，改正後の第12条の規定にかかわらず，T D n e t 利用料を納入することを要しない。

付 則

この特例は，平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に，改正前の第6条第4項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を，改善報告書を2回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第2条の2第2項及び第6条第2項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は，当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は，本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

- 1 この特例は，平成22年7月1日から施行する。ただし，第2条，第4条及び第10条第1項第3号b(g)の改正規定は，平成22年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第3号g及び第10条第1項第3号b(g)の規定は，この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この特例は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成23年1月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成23年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項第1号cの規定は，平成23年4月1日の開示から適用する。

付 則

この特例は，平成23年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成24年3月12日から施行する。
- 2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）において現に指標連動有価証券等組入型ETFの上場申請を行っている新規上場申請者は、改正後の第2条の3第1項に規定する報告書を平成24年6月30日までに（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 施行日において現に上場されている指標連動有価証券等組入型ETFの管理会社等は、改正後の第2条の3第1項に規定する報告書を平成24年6月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該管理会社等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年11月9日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。